

普通科高等学校における知的財産に関する教育の現状と課題

千葉県立佐倉校等学校長 小玉 秀史

1 はじめに

高等学校における知的財産に関する教育については、専門学科を置く高等学校では学習指導要領に知財教育が示された科目が複数あり指導が行われている。

例えば、商業高校の「商品開発」の科目では、知的財産権の概要、知的財産権の取得が指導され、「経済活動と法」の科目では、知的財産の保護と活用について指導が行われている。創意工夫ある商品開発活動等を通じて意匠権を取得する状況もみられる。

工業高校の「工業技術基礎」の科目では知的財産権についての理解、「情報技術基礎」では知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル等について指導が行われている。創造性豊かな生産活動等を通じて特許を取得する状況もみられる。

しかし、普通科の高等学校においては、いくつかの教科において知的財産に関する指導は行われているが、いずれも取り扱う時数としては少ない状況である。

以下、千葉県立佐倉高等学校（1年次普通科7クラス、理数科1クラス）における知的財産に関する教育の現状と、千葉県において児童生徒の創造性を育成している『千葉県児童生徒・教職員科学作品展』について紹介し、知財教育の課題を示す。

2 千葉県立佐倉高等学校教育課程上の各教科における知的財産に関する教育の現状

(1) 教科「公民」の科目「政治経済」 3年次2単位（必履修）

教科「公民」において、本校では「政治経済」を必履修としており、その中で知的財産について扱っている。知的財産基本法第2条〔定義〕について学習し、知的財産としては、発明、考案、植物新品種、意匠、著作物、人間の創造活動により生み出されたもの、商標等であること、そして知的財産権の種類としては、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他（回路配置利用権、育成者権、営業秘密等）があることを1時間程度学ぶ。

<p>「政治経済」科目での学習 知的財産権の種類 著作権、特許権、実用新案権、 意匠権、商標権、その他 裁判の事例研究</p>

また、2005年4月1日に知的財産高等裁判所が設置されたことを扱うと共に、事例研究として、『切り餅訴訟』の特許権侵害事件を取り上げ、越後製菓（新潟県長岡市）が佐藤食品工業（新潟県新潟市）に5商品の営業差し止めや59.4億円の損害賠償を求めた訴訟であり、2012年9月に最高裁は上告を退け、二審での知的財産高等裁判所判決「5商品の製造禁止及び約8億円の賠償」が確定したことを1時間程度学ぶ。

(2) 教科「情報」の科目「社会と情報」 3年次2単位 (必履修)

教科「情報」において本校では「社会と情報」を必履修としている。その中で、情報の管理・保護に関する法律について、著作権などの**知的財産権**と、**産業財産権**（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）について2時間程度学ぶ。

また、**権利の侵害例**や**著作権の例外規定**についても学ぶ。

「社会と情報」科目での学習
知的財産権、産業財産権の種類
著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他
権利の侵害例
著作権の例外規定

(3) 教科「芸術」の各分野 1・2年次2単位 (各分野選択)、3年次2単位 (選択)

ア 音楽

主に年10時間行う**作曲**の授業において、**創造活動**を推進するとともに、著作者の苦労や権利を守るために**著作権**があること、侵害をしてはならないこと等について1時間程度学ぶ。

芸術各分野での学習
創造活動の推進
著作権の侵害例

イ 美術

絵画や**デザイン**等の**創造活動**を推進するとともに、人の真似をせず自らの独創性を発揮することについて学ぶとともに、今年度は、2020年の東京オリンピックのシンボルマークの盗作疑惑を取り上げ、1時間程度**事例研究**を行った。

ウ 工芸

染め物、焼き物、革細工等の**デザイン**の授業において、**創造活動**を推進するとともに、自らの発想を大切にし人の真似をしないことを1時間程度学ぶ。

エ 書道

いろいろな書体における名筆の手本を真似ることも大切であるが、作品に仕上げるときには自ら創造することが大切であることを1時間以内で学ぶ。

(4) 教科「家庭」の科目「家庭基礎」 1年次2単位 (必履修)

教科「家庭」において本校では「家庭基礎」を必履修としている。その中で、**情報リテラシー**について1時間程度学ぶ。

「家庭基礎」科目での学習
情報リテラシー

(5) 理数科 学校設定科目「SS課題研究Ⅰ」 2・3年次1単位 (理数科必履修)

理数科では、2～3年次に各1単位「SS課題研究」を行う。課題研究を進めるための導入として**著作権**を学び、自らの**独創的な研究テーマ**の設定の仕方、**論文等引用のルール**と引用の仕方及び引用文献の書き方等について1時間程度学ぶ。

「SS課題研究」での学習
著作権
独創的な研究テーマの設定
論文等引用のルール

3 創造する力を育成する科学作品展

千葉県では、千葉県教育委員会等が主催し千葉県総合教育センターが主管となって、県内小中高校生を対象として『千葉県児童生徒・教職員科学作品展』を半世紀近くの長きに渡って実施している。

その目的は、県内児童生徒の**創意工夫に富んだ科学工夫作品**及び自然科学の中で物理、化学、生物、地学に関する研究や調査の**科学論文**、教職員の創意ある**自作教具**について、優秀な作品を表彰し広め、明日の千葉県の科学技術を担う人材の育成と科学技術教育の振興に資することである。

千葉県科学作品展 明日の千葉県の科学技術を担う人材の育成

- ・児童生徒の**創意工夫に富んだ科学工夫作品**
- ・自然科学に関する研究や調査の**科学論文**
- ・教職員の創意ある**自作教具**

千葉県総合教育センターでは、作品展に先立ち6月に『自由研究相談会』、7月に『自由研究パワーアップ教室』を行い、**創意工夫あるオリジナルの自由研究テーマ**の見つけ方のポイントを大学教員等が指導している。

8月の夏休みを終えると県内ほとんどすべての公立・私立の小中学校において児童生徒が作品を学校に提出している。各学校は校内審査を行い、代表作品が各支部大会に出品される。各支部大会の審査において優秀な作品について、各学校合計6点以内を10月上旬に行われる県大会に出品することができる。平成26年度に各学校の校内審査を経て支部大会に出品された数は、科学作品が約 5,400点、科学論文が約11,300点であった。

県大会の審査では、**児童生徒が自分で作成したオリジナルの作品**であるか、**過去の作品や発表済みの作品の真似**をしていないか等も含めて審査が行われる。優秀な作品については、千葉県知事賞、千葉県教育長賞、千葉市教育長賞、**発明協会会長賞**、**日本弁理士会関東支部千葉委員長賞**等12種類の特別賞、優秀賞、優良賞、奨励賞、佳作、入選などの賞が選定され、10月中旬の県民への一般公開を経て、11月上旬に表彰式が行われ、翌年3月には優秀作品選集が発刊され、千葉県内の小・中・高等学校や関係機関に送付されている。

上位の特別賞受賞作品は、『**全国児童才能開発コンテスト**』や『**全日本学生児童発明くふう展**』、『**日本学生科学賞**』等に出品される。

以上のことから、科学作品展は千葉県内の児童生徒の**ものづくり等の創造性の育成及び知的財産についての意識の涵養**に貢献しているものと考えられる。

4 高等学校における知的財産に関する教育の課題

本校では、いくつかの教科において著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権と産業財産権について説明し、事例研究の学習も行っているが、その時間数は各教科それぞれ1～2時間程度と少ない状況にある。芸術においては、創造性を育む教育を行っているが、その他の教科では法律の説明や事例研究にとどまり、創造性を涵養する指導や活動がほとんど行われていない状況である。

今後、知財教育をさらに進展させるためには、まず教員の意識を高めることが何よりも重要であると考えられる。そのためには、初任者研修等の中に知財教育の研修を位置付け、教員としてのスタート段階から理解を深め意識を高める必要があると考えられる。